

平成25年静岡県労働組合基礎調査結果

(平成25年6月30日現在)

- 1 労働組合組織状況
- 2 適用法規別組織状況
- 3 産業別組織状況
- 4 企業規模別組織状況
- 5 パートタイム労働者組織状況
- 6 主要労働団体別組織状況

静岡県経済産業部就業支援局労働政策課

平成25年労働組合の概要

1 労働組合組織状況（概況）

平成25年6月30日現在における県内の労働組合数及び労働組合員数は1,314組合、290,590人で、前年と比較して、組合数で14組合、組合員数で6,050人、ともに減少した。

男女別労働組合員数では、男性が206,167人（全体の70.9%）、女性が84,423人（同29.1%）で、前年と比較して、男性は5,608人減少、女性は442人減少している。

なお、総務省統計局が5年ごとに実施する「経済センサス基礎調査」と、静岡県企画広報部情報統計局統計調査課が毎月実施する「毎月勤労統計調査」から推定した雇用者数を基礎として算出した推定組織率は18.2%であった。

表1 年次別労働組合組織状況

年次	組合数	組合員数 (人)	対前年増減		対前年比		推定雇用者数 (千人)	推定 組織率 (%)
			組合数	組合員数 (人)	組合数(%)	組合員数 (%)		
平成15年	1,536	307,055	△63	△5,111	△3.9	△1.6	1,595	19.3
16	1,498	299,212	△38	△7,843	△2.5	△2.6	1,633	18.3
17	1,468	294,865	△30	△4,347	△2.0	△1.5	1,642	18.0
18	1,443	293,706	△25	△1,159	△1.7	△0.4	※1,587	18.5
19	1,436	295,910	△7	2,204	△0.5	0.8	1,594	18.6
20	1,394	294,874	△42	△1,036	△2.9	△0.4	1,551	19.0
21	1,349	302,344	△45	7,470	△3.2	2.5	*1,574	19.2
22	1,329	305,773	△20	3,429	△1.5	1.1	1,573	19.4
23	1,329	300,165	0	△5,608	0.0	△1.8	1,576	19.0
24	1,328	296,640	△1	△3,525	△0.1	△1.2	☆1,609	18.4
25	1,314	290,590	△14	△6,050	△1.1	△2.0	1,598	18.2

注(1) 独自の労働組合としての活動をしていない組合は、調査対象に入っていない。

(2) 推定組織率算出方法

平成25年推定組織率

平成21年経済センサス雇用者数(県) (1,574,899人) …… (A)

伸び率 = $\frac{\text{平成25年6月毎月勤労統計調査常用雇用指数(県)} (100.9)}{\text{平成21年6月毎月勤労統計調査常用雇用指数(県)} (99.4)} \dots\dots (B)$

平成25年推定雇用者数(県) = A × B (千人未満切捨て)

推定組織率 = $\frac{\text{平成25年労働組合員数}}{\text{平成25年推定雇用者数}} \times 100$

(3) 推定雇用者数について

- ・ ※印は、「平成18年事業所・企業統計調査」による雇用者数
- ・ *印は、「平成21年経済センサス基礎調査」(事業所企業統計調査等の大規模調査を統合し、平成23年度に新たに創設された調査。5年に一度調査を実施)による雇用者数
- ・ 印なしは、「経済センサス基礎調査」と、静岡県企画広報部情報統計局統計調査課が毎月実施する「毎月勤労統計調査」から算出した推定雇用者数
- ・ ☆印は、「毎月勤労統計調査」の平成24年1月分において、調査対象事業所の抽出替えを行ったことに伴う、新旧ギャップ(差異)修正処理により指数に変更があったため、前年数値とは単純に比較できない

表2 県民生活センター管内別組織状況

() 内は対前年増減数

センター名	組合数	組合員数(人)		
		計	男	女
東部県民生活センター	450 (△2)	90,054 (△2,453)	62,266 (△2,847)	27,788 (394)
中部県民生活センター	478 (△2)	88,536 (△1,635)	60,061 (△1,105)	28,475 (△530)
西部県民生活センター	386 (△10)	112,000 (△1,962)	83,840 (△1,656)	28,160 (△306)
合計	1,314 (△14)	290,590 (△6,050)	206,167 (△5,608)	84,423 (△442)

2 適用法規別組織状況

「労働組合法」適用組合が組合数 1,154 組合（全体の 87.8%）、組合員数 245,880 人（同 84.6%）と最も多く、以下組合員数順で「地方公務員法」適用の 37,016 人（同 12.8%）、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」適用の 4,725 人（同 1.6%）、「国家公務員法」適用の 2,294 人（同 0.8%）、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」適用の 675 人（同 0.2%）の順となっている。

前年と比較すると、最も増加したものは「地方公営企業等の労働関係に関する法律」適用組合の 1,720 人で、一方、最も減少したものは「労働組合法」適用組合の 5,812 人である。

表3 適用法規別組織状況

適用法規	組合数		組合員数(人)		対前年増減	
	組合数	構成比(%)	組合員数(人)	構成比(%)	組合数	組合員数(人)
労働組合法	1,154	87.8	245,880	84.6	△13	△5,812
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律	5	0.4	675	0.2	0	15
地方公営企業等の労働関係に関する法律	32	2.4	4,725	1.6	4	1,720
国家公務員法	46	3.5	2,294	0.8	0	△132
地方公務員法	77	5.9	37,016	12.8	△5	△1,841
合計	1,314	100	290,590	100	△14	△6,050

3 産業別組織状況

「製造業」が483組合、145,289人とそれぞれ全体の36.8%、50.0%を占め、組合数、組合員数とも最も多く、以下組合員数順で「公務」の160組合（全体の12.2%）、44,710人（同15.4%）、「卸売業、小売業」の104組合（同7.9%）、23,584人（同8.1%）、「運輸業、郵便業」の208組合（同15.8%）、19,385人（同6.7%）、「金融業、保険業」の61組合（同4.6%）、18,700人（同6.4%）などの順となっている。

前年と比較すると、組合員数が最も増加したものは「サービス業（他に分類されないもの）」の189人で、次いで「医療・福祉業」の154人などとなっている。一方、最も減少したものは「製造業」の4,999人で、次いで「運輸業・郵便業」の435人、「金融業・保険業」の311人などとなっている。

表4 産業別組織状況

産 業	組合数		組合員数		対前年増減	
	組合数	構成比 (%)	(人)	構成比 (%)	組合数	組合員数 (人)
農 業 , 林 業 , 漁 業	8	0.6	59	0.0	0	1
鉱業,採石業,砂利採取業	3	0.2	29	0.0	0	△2
建 設 業	51	3.9	5,259	1.8	0	93
製 造 業	483	36.8	145,289	50.0	△9	△4,999
電気・ガス・熱供給・水道業	29	2.2	7,502	2.6	0	△23
情 報 通 信 業	16	1.2	2,673	0.9	0	△171
運 輸 業 , 郵 便 業	208	15.8	19,385	6.7	△4	△435
卸 売 業 , 小 売 業	104	7.9	23,584	8.1	△2	△25
金 融 業 , 保 険 業	61	4.6	18,700	6.4	△1	△311
不動産業,物品賃貸業	1	0.1	5	0.0	0	0
学術研究,専門・技術サービス業	14	1.1	538	0.2	0	△4
宿泊業,飲食サービス業	4	0.3	54	0.0	0	△1
生活関連サービス業,娯楽業	15	1.1	772	0.3	0	△9
教育,学習支援業	41	3.1	1,508	0.5	0	△17
医 療 , 福 祉	51	3.9	10,452	3.6	3	154
複 合 サ ー ビ ス 事 業	26	2.0	7,202	2.5	0	△114
サービス業(他に分類されないもの)	20	1.5	1,808	0.6	1	189
公 務	160	12.2	44,710	15.4	△1	△238
分 類 不 能 の 産 業	19	1.5	1,061	0.4	△1	△138
合 計	1,314	100.0	290,590	100.0	△14	△6,050

注(1)「公務」は、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律、地方公営企業等の労働関係に関する法律、国家公務員法、地方公務員法適用のものを集約した。

(2)日本標準産業分類(平成19年11月改定)に準じている。

4 企業規模別（民営企業）組織状況

企業規模別の組合員数は、従業員数「5,000人以上」の企業が93,352人で最も多く、全体の38.0%を占めている。以下、「1,000～4,999人」の66,872人（同27.2%）、「500～999人」の30,031人（同12.2%）、「100～299人」の20,509人（同8.3%）、「300～499人」の15,541人（同6.3%）などの順となっている。

前年と比較すると、組合員数が最も増加したものは「500～999人」の企業の131人で、一方、最も減少したものは「1,000人～4,999人」の企業の1,949人となっている。

表5 企業規模別（民営企業）組織状況

企業規模	組合数		組合員数（人）		対前年増減	
	組合数	構成比(%)	組合員数（人）	構成比(%)	組合数	組合員数（人）
5,000人以上	230	19.9	93,352	38.0	2	△1,669
1,000～4,999人	185	16.0	66,872	27.2	△5	△1,949
500～999人	107	9.3	30,031	12.2	3	131
300～499人	91	7.9	15,541	6.3	△2	△650
大企業計	613	53.1	205,796	83.7	△2	△4,137
100～299人	228	19.8	20,509	8.3	△10	△890
30～99人	187	16.2	5,383	2.2	△1	△83
29人以下	52	4.5	385	0.2	1	6
中小企業計	467	40.5	26,277	10.7	△10	△967
その他	74	6.4	13,807	5.6	△1	△708
合計	1,154	100.0	245,880	100.0	△13	△5,812

注：「その他」には、複数企業の労働者で組織されている組合及び規模不明の組合が含まれる。

5 パートタイム労働者組織状況

パートタイム労働者の労働組合員数は14,997人で、全組合員数（290,590人）に占める割合は5.2%となっている。また、前年と比較すると、604人の増加となっている。

表6 パートタイム労働者組織状況

年次	パートタイム労働組合員数(人)		対前年増減(人)	全組合員数に占める割合(%)
	パートタイム労働組合員数(人)	うち女性(人)		
20	8,855	7,718	△1,487	3.0
21	14,717	11,919	5,862	4.9
22	15,490	12,613	773	5.1
23	15,081	12,318	△409	5.0
24	14,393	12,212	△688	4.9
25	14,997	12,585	604	5.2

6 主要労働団体別組織状況

(1) 全国主要労働団体別組織状況

連合に加盟している組合は695組合(全体の52.8%)、215,476人(同74.1%)と最も多く、次いで全労連加盟の144組合(同11.0%)、19,984人(同6.9%)、全労協加盟の22組合(同1.7%)、499人(同0.2%)の順となっている。

前年と比較すると、連合は4,570人減少、全労連は289人減少、全労協は9人減少している。

表7 適用法規別・企業規模別・全国主要労働団体別組織状況

区 分	連 合		全 労 連		全 労 協		無加盟・その他		計	
	組合数	組合員数(人)	組合数	組合員数(人)	組合数	組合員数(人)	組合数	組合員数(人)	組合数	組合員数(人)
労組法適用	614	185,191	87	8,946	22	499	432	51,310	1,155	245,946
5,000人以上	198	83,783	6	3,372	17	319	10	5,944	231	93,418
1,000～4,999人	122	51,969	10	3,299	1	40	52	11,564	185	66,872
500～999人	62	19,460	3	27	1	17	41	10,527	107	30,031
300～499人	47	9,080	2	151	0	0	42	6,310	91	15,541
100～299人	117	11,896	12	906	0	0	99	7,707	228	20,509
30～99人	44	1,462	19	428	3	123	121	3,370	187	5,383
29人以下	7	47	13	74	0	0	32	264	52	385
その他	17	7,494	22	689	0	0	35	5,624	74	13,807
特労法適用	4	411	1	264	0	0	0	0	5	675
地公労法適用	12	1,754	12	1,291	0	0	8	1,680	32	4,725
国公法適用	20	1,080	24	1,184	0	0	2	30	46	2,294
地公法適用	45	27,040	20	8,299	0	0	12	1,677	77	37,016
合 計	695	215,476	144	19,984	22	499	454	54,697	1,315	290,656
構成比(%)	52.8	74.1	11.0	6.9	1.7	0.2	34.5	18.8	100	100
対前年増減	△8	△4,570	△1	△289	1	△9	△5	△1,116	△13	△5,984

注:複数の労働団体に加盟している組合も含まれているため、合計数は全組合数・組合員数と一致しない。

(2) 県内主要労働団体別組織状況

県内主要2労働団体に加盟している組合員数は、連合静岡が203,496人、静岡県評が17,114人となっている。

前年と比較すると、連合静岡は4,762人減少、静岡県評は441人減少している。

表8 主要労働団体別組織状況

(単位:人)

全国上部	県内上部				構成比(%)	対前年増減
	連合静岡	静岡県評	無加盟	計		
連 合	199,558	0	15,918	215,476	74.1	△4,570
全労連	0	15,158	4,826	19,984	6.9	△289
全労協	0	253	246	499	0.2	△9
無加盟・その他	3,938	1,703	49,056	54,697	18.8	△1,116
計	203,496	17,114	70,046	290,656	100	△5,984
対前年増減	△4,762	△441	△781	△5,984		
構成比(%)	70.0	5.9	24.1	100		

注:複数の労働団体に加盟している組合も含まれているため、合計数は全組合数・組合員数と一致しない。

用語について

- (1) この調査では、労働組合を「単位組織組合」、「単一組織組合」及び「連合団体」の3種類に区分している。

「単位組織組合」とは、組織が労働者の個人加入の形式をとり、支部等の下部組織を全くもたない労働組合をいう。例えば、1企業1事業所の労働者だけで組織されている労働組合がそれである。

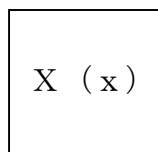
「単一組織組合」とは、組織が労働者の個人加入の形式をとり、その内部に支部等の下部組織をもつ労働組合をいう。なお、単一組織組合の各組織段階のうち、最上部組織を「本部」、独自の活動を行いうる最下部組織（例えば支部）を「単位扱組合」という。

「連合団体」とは、組織が労働者の個人加入の形式をとらず、単位組織組合、単一組織組合を1単位とした団体加盟の形式をとる労働組合をいう。

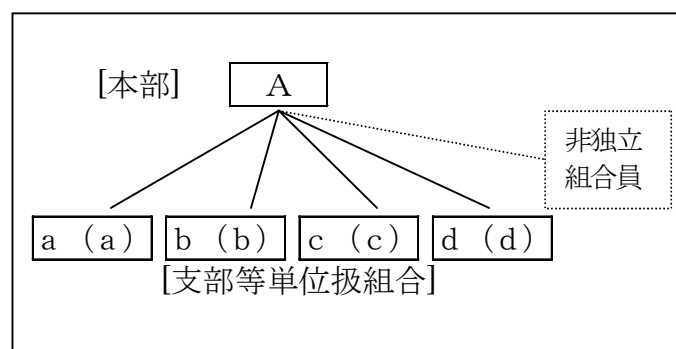
- (2) 調査結果は、「単位組織組合」及び単一組織組合の最下部組織である「単位扱組合」をそれぞれ1組合として集計した。

なお、独自の活動組織をもたない労働組合員（非独立組合員）は集計に含まれない。

単位組織組合
(例えば1企業1組合)



単一組織組合



() は労働組合員数

- ・労働組合数 = $X + a + b + c + d$
- ・労働組合員数 = $(x) + (a) + (b) + (c) + (d)$